

## [事案 2023-16] 特約保険料返還請求

・令和 5 年 11 月 21 日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、特約保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 10 年 11 月に契約した定期保険特約付終身保険について、平成 20 年 11 月に全ての特約を更新し、平成 30 年 11 月に定期保険特約を減額して、ファミリー保障特約以外の全ての特約を更新した。その後、令和 4 年 5 月に定期保険特約を解約し、令和 5 年 2 月に傷害特約以外の全ての特約を解約した。しかし、以下の理由により、平成 30 年 11 月以降に支払った傷害特約を除く特約の保険料を返還してほしい。または、令和 4 年 6 月から令和 5 年 1 月までに支払った傷害特約を除く特約の保険料を返還してほしい。

- (1)平成 30 年 11 月の更新時に、担当者から主契約払込終了後の特約の保険料額について説明がなかった。もし説明されていれば、更新をせずに他社の保険に入る等の選択も検討できた。
- (2)令和 4 年 3 月頃、営業部長に払込終了後の保険料額を何度か尋ねたが、回答がなされず、その時点で特約を解約することができなかった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成 30 年 11 月の更新時に、担当者は申立人に対して、契約内容を説明する書類を用いて、払込終了後の保険料額について説明をしている。申込時にも、設計書に、一括前納および年払いの保険料額が記載されており、それにより説明がなされものと思われる。
- (2)営業部長が、令和 4 年 3 月頃に、申立人から払込終了後の保険料額について照会された事実はない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、更新にかかる経緯等を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。